

内閣参質一八六第一一四号

平成二十六年六月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出集团的自衛権の行使容認の解釈変更に伴う立法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出集团的自衛権の行使容認の解釈変更に伴う立法に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集团的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「自衛隊員の士気向上のための政策的配慮」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として申し上げれば、防衛省の所管に属する事項に係る法律案の立案の過程において、当該法律案の趣旨及び目的に応じて、必要な事項が検討されるものと考えている。

